

いのちを守る講師派遣事業 ~いま、輝いて生きるために~

## 「いのちと心の授業」

いじめや児童虐待、自殺等 子どもたちの「いのち」や心が脅かされる事象は後を絶ちません。

そこで、全ての児童生徒を対象に、「いのち」や「心」を実感する活動を通して、自らが主体となり、自己の生き方について考えを深め、将来にわたって自他の生命を守り育てることができる児童生徒の育成を目的として、本事業を実施いたします。

### いのちと心の授業

#### いのちの授業

##### <教科>

道德・保健・総合的な学習の時間 等

##### <講師>

助産師、看護師、獣医師 等

##### <対象>

公立学校児童生徒

##### <テーマの例>

- ・「思春期の性」
- ・「受け継がれる命」
- ・「生命誕生の奇跡」
- ・「今を生きる～困難を乗り越えて～」
- ・「かけがえのない命」 等

#### 心の授業

##### <教科>

保健、道徳、学級活動、HR活動 等

##### <講師>

臨床心理士、大学教授 等

##### <対象>

公立学校児童生徒(教職員含む)

##### <テーマの例>

- ・「ストレスとその対処法」
- ・「よりよい人間関係の築き方」
- ・「男女の心と体の話」
- ・「思春期の不安・悩みと解消法」
- ・「自分を好きになるために」 等

○専門性や経験豊富な外部人材の活用

○心の琴線にふれる学習活動と教科学習等の充実

自他の生命を守り育てることができる児童生徒の育成

※ 講師の派遣を希望される場合は、御連絡ください。

##### <問い合わせ先>

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会人権教育課 いじめ問題等対策室  
TEL 088-621-3143 FAX 088-621-2885

# 「いのちを守る講師派遣事業（いのちと心の授業）」実施要項

## 1 目的

この要項は、自殺者ができる限りゼロに近づける「自殺者ゼロ」の県づくりを推進するにあたり「徳島県自殺者ゼロ作戦」を実施する中で、学校教育において児童生徒の自殺予防の取組を推進するため、いのちを守る講師派遣事業「いのちと心の授業」（以下「いのちと心の授業」という。）を実施することを目的とする。

## 2 「いのちと心の授業」の内容

### （1）「いのちの授業」

- ① 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が委嘱した講師を派遣し、児童生徒に対して、自他の生命を尊重する心を育む学習を深めることにより、自殺予防に資する。
- ② 講師は、生命の誕生や死に直面する仕事に携わる者で、その分野において高度に専門的な知識を有する助産師、看護師、獣医師、医師等とする。
- ③ 県教育委員会は、小学校等から要請に応じて、予算の範囲内で講師を派遣する。

### （2）「心の授業」

- ① 小学校等に、県教育委員会が委嘱した講師を派遣し、児童生徒及び教職員に対して、心の健康について理解を深める学習を行うことにより、児童生徒の自殺予防に資することを目的とする。
- ② 講師は、児童生徒の問題行動への対応に関する高度で専門的な知識経験を有する臨床心理士、医師等とする。
- ③ 県教育委員会は、小学校等からの要請に応じて、予算の範囲内で講師を派遣する。

### 3 「いのちと心の授業」の実施方法

- (1) 講師の派遣を希望する学校長は、次の各号の区分に応じて、派遣希望の3週間前までに、申込書（様式第1号）を提出するものとする。
- ① 市町村立の小学校長、中学校長又は高等学校長が派遣を依頼する場合には、各市町村教育委員会を通じて、申込書を徳島県教育委員会人権教育課長（以下「人権教育課長」という。）に提出する。
- ② 県立学校長が派遣を依頼する場合には、申込書を人権教育課長に提出する。
- (2) 派遣を受けた学校長は、いのちと心の授業終了後10日以内に人権教育課長に実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

### 4 費用

派遣に要する報酬及び費用弁償（旅費）は、県教育委員会が予算の範囲で負担する。

### 5 是正措置

県教育委員会は、学校長によるいのちと心の授業の実施が、その趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

### 6 雜則

この要項で定めるもののほか、いのちと心の授業の実施に関し、必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

# いのちを守る講師派遣事業「いのちと心の授業」申込手順

人権教育課いじめ問題等対策室

## ◎ 授業実施希望の場合(実施予定日の3週間前までに)

市町村立の小学校・中学校・高等学校

県立学校



人権教育課 いじめ問題等対策室 088-621-3143  
担当まで電話をしてください。

- ・講師の調整
- ・日程の調整 等をいたします。

※ 事業実施希望日については、第3希望までお知らせください。



申込書(様式第1号)を作成



市町村教育委員会に提出



徳島県教育委員会人権教育課長に提出

## ◎ 授業終了後(10日以内に)

市町村立の小学校・中学校・高等学校

県立学校



実施報告書(様式第2号)を作成



市町村教育委員会に提出



徳島県教育委員会人権教育課長に提出

(様式第1号)

平成 年 月 日

徳島県教育委員会人権教育課長 殿

学校名  
校長名

印

## 申込書

いのちと心の授業  
いのちの授業  
心の授業 の実施を申し込みます。

1 実施日時 平成 年 月 日 ( 曜日 )  
午前 時 分から 午前 時 分まで  
午後

2 参加者 児童 人  
生徒 人  
教職員 人  
その他 人

3 講師 所属等  
氏名

4 内容 (要点等を簡潔にお書きください。)

※実施予定日の3週間前までに御提出ください。

(様式第2号)

平成 年 月 日

徳島県教育委員会人権教育課長 殿

学校名  
校長名

印

## 実施報告書

いのちと心の授業 いのちの授業  
心の授業 の実施報告書を提出します。

- 1 実施日時 平成 年 月 日 (曜日)  
午前 時 分から 午前 時 分まで  
午後
- 2 参加者 児童 人 生徒 人  
教職員 人 その他 人
- 3 講師氏名

4 内容 (授業内容や活動の様子の概要等について簡潔にお書きください。)

5 その他 (授業を実施して良かった点や改善点等についてお書きください。)

※実施後、10日以内に御提出ください。